

矢羽の違法な取引に関する情報収集へのご協力をお願い

弓道関係者の皆様へ

全日本弓道連盟では、弓道関係者の皆様に対し、平成24年3月5日にも「密猟された猛禽類（希少野生鳥獣）の羽根を使用した矢羽の件」と題する通知をさせていただいておりますが、このたび新たにワシントン条約等に違反する違法な羽根の取引及びこれを使用した矢の取引がなされていると疑われる事案が見つかりました。

この事案につき適正な調査・検討を行うとともに、その背景等についても明らかにするため、本年3月13日に理事会の承認を得て調査委員会が設置されました。

調査委員会では、類似事案の再発を防ぐためには、密猟された猛禽類の羽根などに関する多くの情報を収集して、取引の実態を正しく把握することが必要不可欠と考え、弓道関係者の皆様から広く情報を収集するべく、連絡窓口を設置いたしました。

調査委員会は、独立して行動しており、いただいた情報の具体的な内容が委員以外に知らされることはありません。また、違法な羽根の取引やこれに関与している者の実態を把握して類似事案の再発を防ぐことが調査の目的であるため、個人名等を公表することはありません。

6年後の東京オリンピック開催に向けて、スポーツ界全体に対する社会的な期待と関心は非常に高まっております。また、皆様もニュースや新聞の報道等でご存じのとおり、希少な野生鳥獣の保護に対する国際的な意識もますます強いものとなっております。

このような状況の下で、矢羽の適正なる使用・取引を確保することは、国内外に対する弓道関係者皆様の重要な責務のひとつとなっているものといえます。

以上の点をご理解いただき、ワシやタカなどの羽根の譲渡・所持・取引またはこれを使用した矢の譲渡・所持・取引につき御存じのことがある方は、匿名でも結構ですので、是非とも下記の連絡先まで、郵送または電子メールにてご連絡下さいますようお願いいたします。

調査委員会連絡窓口

〈郵送の場合〉

〒102-0083

東京都千代田区麴町2-10-3 リ・ノウ麴町216

アイピー・ロー法律特許事務所内

調査委員会連絡窓口

〈メールの場合〉

yabane@alo.jp

窓口へのご連絡は5月10日までにお送り下さいますようお願いいたします。